

浜田市議会個人情報の保護に関する条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 2 号

# 浜田市議会個人情報の保護に関する条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第1条 浜田市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年浜田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

（浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年浜田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。